

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について
家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 3 条の 2 第 6 項の規定に基づき、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針の一部を次のように変更したので、同条第 1 項の規定に基づき公表する。

令和 6 年 月 日

農林水産大臣 坂本 哲志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>前文</p> <p>1 鳥類のインフルエンザは、A型インフルエンザウイルスの感染による疾病であり、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）では、そのうち、次の3つを規定している。</p> <p>(1) 高病原性鳥インフルエンザ</p> <p>国際獣疫事務局（以下「<u>WOAH</u>」という。）が作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルスの感染による飼養されている鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下「家きん」という。）の疾病</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2－1 平時からの取組</p> <p>1 農林水産省の取組</p> <p>(1) 諸外国や<u>WOAH</u>等の国際機関との相互の情報交換も通じ、常に海外における最新の発生状況等を把握し、必要に応じて関係省庁、都道府県、関係団体等に情報提供するとともに、農林水産省ウェブサイト等を通じて公表することにより、生産者、日本への入国者及び帰国者、外国人労働者、外国人技能実習生、留学生、獣医畜産系大学関係者、消費者等に必要な情報について周知する</p>	<p>前文</p> <p>1 鳥類のインフルエンザは、A型インフルエンザウイルスの感染による疾病であり、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）では、そのうち、次の3つを規定している。</p> <p>(1) 高病原性鳥インフルエンザ</p> <p>国際獣疫事務局（以下「<u>OIE</u>」という。）が作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルスの感染による飼養されている鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下「家きん」という。）の疾病</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2－1 平時からの取組</p> <p>1 農林水産省の取組</p> <p>(1) 諸外国や<u>OIE</u>等の国際機関との相互の情報交換も通じ、常に海外における最新の発生状況等を把握し、必要に応じて関係省庁、都道府県、関係団体等に情報提供するとともに、農林水産省ウェブサイト等を通じて公表することにより、生産者、日本への入国者及び帰国者、外国人労働者、外国人技能実習生、留学生、獣医畜産系大学関係者、消費者等に必要な情報について周知する。</p>

。
(2)～(4) (略)

2 都道府県の取組

(1)・(2) (略)

(3) 飼養衛生管理指導等指針に即して飼養衛生管理指導等計画を策定し、家きんの所有者が飼養衛生管理基準を遵守するよう、当該計画に沿って、毎年、指導等を行う。また、指導等を行う際は、飼養衛生管理等支援システム等を活用し、家きんの所有者、飼養衛生管理者、担当獣医師等と連携して、飼養衛生管理の向上を図る。

(4) (略)

(5) 家きんの所有者に対して、その飼養している家きんにつき、家きんの伝染性疾病の発生を予防し、当該家きんに起因する家きんの伝染性疾病のまん延を防止することについて、第一義的責任を有していることの理解が深まるよう周知徹底を図る。また、家きんの所有者の防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準の遵守レベルを高位平準化し、並びに発生時に想定される防疫措置の周知を通じ、防疫措置への理解及び協力を得るために、100羽以上の家きんの所有者（だちょうにあっては、10羽以上の所有者）を対象として、定期的に次の措置を実施する。

① 法第51条に基づく農場への立入検査

② (略)

(2)～(4) (略)

2 都道府県の取組

(1)・(2) (略)

(3) 飼養衛生管理指導等指針に即して飼養衛生管理指導等計画を策定し、家きんの所有者が飼養衛生管理基準を遵守するよう、当該計画に沿って指導等を行う。

(4) (略)

(5) 家きんの所有者の防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準の遵守レベルを高位平準化し、並びに発生時に想定される防疫措置の周知を通じ、防疫措置への理解及び協力を得るために、100羽以上の家きんの所有者（だちょうにあっては、10羽以上の所有者）を対象として、定期的に次の措置を実施する。

① 法第51条に基づく農場への立入検査(原則として、年1回以上実施する。)

② (略)

なお、①及び②の措置の実施に当たっては、飼養衛生管理基準の不遵守、第4の1の(1)の届出の遅延等、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかった場合、手当金及び特別手当金が減額されて交付されることを周知する。

また、特に大規模な家きんの所有者（鶏及びうずらにあっては10万羽以上、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥にあっては1万羽以上の所有者をいう。以下同じ。）については、法第52条に基づき、担当獣医師から飼養衛生管理の状況を定期的に都道府県に報告させるなど、十分な指導を行う。

(6)～(9) (略)

3・4 (略)

第2-2 発生に備えた体制の構築・強化

1 (略)

2 都道府県の取組

(1)・(2) (略)

(3) 家きんの所有者に対する埋却地等の事前確保に係る指導等を徹底するとともに、周辺の住民、農場及び関連事業者（以下「周辺住民等」という。）の理解の醸成に向けた取組を行うよう指導等を行う。これらの取組が十分でない場合は、次の措置を講ずるとともに、家きんの所有者に対して、これらの措置を講ずるに当たって必要な取組を求める。

① 当該家きんの所有者に対し、利用可能な土地に関する

特に大規模な家きんの所有者（鶏及びうずらにあっては10万羽以上、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥にあっては1万羽以上の所有者をいう。）については、法第52条に基づき、担当獣医師から飼養衛生管理の状況を定期的に都道府県に報告させるなど、十分な指導を行う。

(6)～(9) (略)

3・4 (略)

第2-2 発生に備えた体制の構築・強化

1 (略)

2 都道府県の取組

(1)・(2) (略)

(3) 家きんの所有者に対する埋却地等の事前確保に係る指導等を徹底するとともに、周辺住民の理解の醸成に向けた取組を行うよう指導等を行う。これらの取組が十分でない場合は、次の措置を講ずるとともに、家きんの所有者に対して、これらの措置を講ずるに当たって必要な取組を求める。

① 当該家きんの所有者に対し、利用可能な土地に関する

る情報等を提供するとともに、必要に応じて市町村と連携して周辺住民等への説明を行う。

② (略)

③ 家きんの所有者、焼却施設又は化製処理施設（以下「焼却施設等」という。）の所有者又は管理者、市町村その他の関係機関、関係団体及び地域の協議会と連携し、農場ごとに、利用可能な焼却施設等を具体的にリストアップする。その際、化製処理施設については、交差汚染防止対策が講じられ、利用可能であることを確認する。さらに、発生時の防疫措置が円滑に進むよう、あらかじめ発生時の利用について、その所在地を管轄する都道府県、市町村等と調整し、焼却施設等の所有者又は管理者と合意を得るとともに、周辺住民等の理解の醸成に向けた取組を行うよう焼却施設等の利用を計画している家きんの所有者に対して指導等を行う。また、都道府県知事は、法第21条第7項に基づき、特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、協力を求める。さらに、農林水産省が保有する大型防疫資材の利用を検討し、埋却地等の事前準備が不十分な家きんの所有者が生じないよう支援を行う。

④ 公有地又は焼却施設等への移動方法及び移動ルートを決める。また、必要に応じて周辺住民等への説明を行う。

(4) 大規模な家きんの所有者のうち、特に家きんの羽数が多く、発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると

る情報等を提供するとともに、必要に応じて市町村と連携して周辺住民への説明を行う。

② (略)

③ 焼却施設又は化製処理施設（以下「焼却施設等」という。）が利用可能な場合には、焼却施設等をリストアップし、あらかじめ発生時の利用について焼却施設等、その所在地を管轄する都道府県、市町村等と調整し、可能な限り、防疫協定の締結を進める。また、農林水産省が保有する大型防疫資材の利用を検討し、埋却地等の事前準備が不十分な家きんの所有者が生じないよう支援を行う。

④ 公有地又は焼却施設等への移動方法及び移動ルートを決める。また、必要に応じて周辺住民への説明を行う。

(4) 大規模所有者のうち、特に家きんの羽数が多く、発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県

都道府県知事が認める者に対して、発生に備えた対応計画を策定するよう指導等を行うとともに、策定された対応計画を確認し、動物衛生課に報告する。

(5)～(8) (略)

3・4 (略)

第3 浸潤状況を確認するための調査

1 定点モニタリング

(1) 都道府県は、野鳥の飛来地周辺に所在する農場、開放型の飼養をしている農場等の感染リスクが他と比較して高い環境にある農場のうちから、各都道府県内における家畜保健衛生所数に3を乗じた戸数の農場を選定し、原則として6月から9月までの間に毎月1回、検査を行う。農場を選定する際には、農場の所在を勘案し、可能な限り偏在しないように努める。

(2) 当該農場の検査を行う家畜防疫員は、家きんの臨床検査を行うとともに、農場ごとに、家きん舎に偏りのないよう最低10羽（死亡家きんが確認された場合には、当該死亡家きんの周辺家きん）を対象に、血液を検体として採材する。

(3) 都道府県は、(2)で採材した検体について、血清抗体検査を行う。

2 強化モニタリング

(1) 都道府県は、当該都道府県内の農場戸数に応じて、95%の信頼度で20%の感染を検出できる数を対象として

知事が認める者に対して、発生に備えた対応計画を策定するよう指導等を行うとともに、策定された対応計画を確認し、動物衛生課に報告する。

(5)～(8) (略)

3・4 (略)

第3 浸潤状況を確認するための調査

1 定点モニタリング

(1) 都道府県は、野鳥の飛来地周辺に所在する農場、開放型の飼養をしている農場等の感染リスクが他と比較して高い環境にある農場のうちから、各都道府県内における家畜保健衛生所数に3を乗じた戸数の農場を選定し、毎月1回、検査を行う。農場を選定する際には、農場の所在を勘案し、可能な限り偏在しないように努める。

(2) 当該農場の検査を行う家畜防疫員は、家きんの臨床検査を行うとともに、農場ごとに、家きん舎に偏りのないよう最低10羽（死亡家きんが確認された場合には、当該死亡家きんを含む。）を対象に、気管スワブ、クロアカスワブ、血液及び死亡家きんの臓器を検体として採材する。

(3) 都道府県は、(2)で採材した検体について、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を行う。

2 強化モニタリング

(1) 都道府県は、当該都道府県内の農場戸数に応じて、95%の信頼度で10%の感染を検出できる数を対象として

検査を行う。検査対象の農場の選定は、農場を飼養規模別にグループ化し、当該グループごとに無作為抽出法により行う。

- (2) 当該検査は、最大14戸を対象とし、水きん飼養農場（100羽以上のあひる（あいがもを含む。）を飼養する農場であって、他の農場へ当該あひるの生体を出荷しているものをいう。）におけるものを優先的に行う。また、渡り鳥の飛来状況を勘案し、原則として10月から5月までの間に計画的に実施する。

(3)・(4) (略)

3 モニタリング結果の報告等

都道府県畜産主務課は定点モニタリング及び強化モニタリングの対象農場について、農場の該当（所在地、飼養鳥種、飼養羽数等）及び定点モニタリングにあつてはその選定理由について、また、定点モニタリング及び強化モニタリングの結果について、動物衛生課に報告する。ただし、モニタリングの結果が陽性となった場合には、直ちに動物衛生課に報告する。

(削る。)

4 モニタリングを行う検査員の遵守事項

採材を行った者は、次の事項を遵守する。

検査を行う。検査対象の農場の選定は、農場を飼養規模別にグループ化し、当該グループごとに無作為抽出法により行う。

- (2) 当該検査は、渡り鳥の飛来状況を勘案し、原則として10月から5月までの間に計画的に実施する。

(3)・(4) (略)

3 モニタリング結果の報告等

(1) 都道府県畜産主務課は定点モニタリング及び強化モニタリングの対象農場について、農場の該当（所在地、飼養鳥種、飼養羽数等）及び定点モニタリングにあつてはその選定理由について、遅滞なく、動物衛生課に報告する。

(2) 都道府県畜産主務課は、定点モニタリング及び強化モニタリングの結果について、毎月、動物衛生課に報告する。ただし、モニタリングの結果が陽性となった場合には、直ちに動物衛生課に報告する。

4 モニタリングを行う検査員の遵守事項

採材を行った者は、次の事項を遵守する。

(1)・(2) (略)

(3) 立ち入った農場における臨床検査により異状が確認された場合には、第4の5の(1)の①の検査の結果が判明するまで、他の農場に立ち入らないこと。

第4 異常家きんの発見及び検査の実施

1 家きんの所有者等から届出を受けたときの対応

(1) 都道府県は、次の場合には、動物衛生課に報告するとともに、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。

①～③ (略)

④ 家さんから採取した検体について動物用生物学的製剤（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第83条第1項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第14条第1項、第19条の2第1項、第23条の2の5第1項又は第23条の2の17第1項の承認を受けた動物用生物学的製剤をいう。）若しくは再生医療等製品（医薬品医療機器等法第83条第1項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第23条の25第1項又は第23条の37第1項の承認を受けた再生医療等製品をいう。）又は検査試薬を使用して検査を実施した場合において、当該検体からA型インフルエンザウイルスの抗原若しくは遺伝子又は当該抗原に対する抗体が確認された場合

(2) (略)

(1)・(2) (略)

(3) 立ち入った農場における臨床検査により異状が確認された場合には、第4の5の(1)の①の遺伝子検査の結果が判明するまで、他の農場に立ち入らないこと。

第4 異常家きんの発見及び検査の実施

1 家きんの所有者等から届出を受けたときの対応

(1) 都道府県は、次の場合には、動物衛生課に報告するとともに、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。

①～③ (略)

(新設)

(2) (略)

2 農場での検査等

(1) 家畜防疫員は、1の農場に到着した後、車両を当該農場の衛生管理区域外に置き、防疫服を着用して家きん舎に入り、死亡羽数の推移、死亡家きん及び異常家きんの状況を確認するとともに、異状が認められる家きん舎ごとに死亡家きん及び異常家きん（異常家きんが認められない場合には、生きた家きん）のそれぞれ複数羽（死亡家きんについては8羽以上（8羽に満たない場合は全羽）、生きた家きんについては少なくとも2羽）を対象とした簡易検査を行う。その際、可能な限り異常家きんを含む家きんの群の状況についてデジタルカメラで撮影する。

(2)・(3) (略)

3 農場等における措置

(1) 都道府県は、2の(3)により動物衛生課に報告した場合には、2の農場の家きんの所有者に対して、想定される防疫措置について十分に説明するとともに、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講ずる。

① 気管スワブ、クロアカスワブ（鶏以外の家きんに限る。）及び死亡家きんの臓器を検体として採材する。

②～⑤ (略)

(2) (略)

4 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、2の(3)により動物衛生課に報告した場合には、速やかに次の措置を講じ、その内容について、速やか

2 農場での検査等

(1) 家畜防疫員は、1の農場に到着した後、車両を当該農場の衛生管理区域外に置き、防疫服を着用して家きん舎に入り、死亡羽数の推移、死亡家きん及び異常家きんの状況を確認するとともに、異状が認められる家きん舎ごとに死亡家きん及び異常家きん（異常家きんが認められない場合には、生きた家きん）のそれぞれ複数羽（死亡家きんについては11羽以上（11羽に満たない場合は全羽）、生きた家きんについては少なくとも2羽）を対象とした簡易検査を行う。その際、可能な限り異常家きんを含む家きんの群の状況についてデジタルカメラで撮影する。

(2)・(3) (略)

3 農場等における措置

(1) 都道府県は、2の(3)により動物衛生課に報告した場合には、2の農場の家きんの所有者に対して、想定される防疫措置について十分に説明するとともに、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講ずる。

① 気管スワブ、クロアカスワブ、血液及び死亡家きんの臓器を検体として採材する。

②～⑤ (略)

(2) (略)

4 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、2の(3)により動物衛生課に報告した場合には、速やかに次の措置を講じ、その内容について、速やか

に(遅くとも5の(1)の①の遺伝子検出検査の結果が出る前まで)、動物衛生課に報告する。

(1)・(2) (略)

(3) 第2-2の2の(1)に基づき事前に策定した動員計画及び調達計画に沿った、家きんのと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保(国や他の都道府県等からの人的支援の要否の検討を含む。)

(4)~(6) (略)

5 都道府県による家畜保健衛生所での検査及び検体の送付

(1) 都道府県は、家畜保健衛生所で次の検査を行う。

① H5又はH7亜型に特異的な遺伝子を検出するPCR検査及びリアルタイムPCR検査

(削る。)

② (略)

(2) 都道府県は、次のいずれかに該当する場合には、動物衛生課とあらかじめ協議の上、簡易検査を実施した検体(懸濁液、スワブ)、分離されたウイルス又は核酸遺伝子抽出物を動物衛生研究部門に送付する。

①・② (略)

③ (1)の①の遺伝子検出検査の結果、H5又はH7亜型に特異的な遺伝子が検出された場合

6 都道府県が実施するモニタリングで陽性が確認された場合の対応

に(遅くとも5の(1)の①の遺伝子検出検査の結果が出る前まで)、動物衛生課に報告する。

(1)・(2) (略)

(3) 第2-2の2の(1)に基づき事前に策定した動員計画及び調達計画に沿った、家きんのと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保(国や他の都道府県等からの人的支援の要否を含む。)

(4)~(6) (略)

5 都道府県による家畜保健衛生所での検査及び検体の送付

(1) 都道府県は、家畜保健衛生所で次の検査を行う。

① H5又はH7亜型に特異的な遺伝子を検出する遺伝子検査(PCR検査及びリアルタイムPCR検査をいう。以下同じ。)

② 寒天ゲル内沈降反応による血清抗体検査

③ (略)

(2) 都道府県は、次のいずれかに該当する場合には、動物衛生課とあらかじめ協議の上、簡易検査を実施した検体(懸濁液、スワブ)、分離されたウイルス又は遺伝子増幅産物を動物衛生研究部門に送付する。

①・② (略)

③ 遺伝子検査の結果、H5又はH7亜型に特異的な遺伝子が検出された場合

6 都道府県が実施するモニタリングで発見された場合の対応

(削る。)

(1) 都道府県は、第3の1の定点モニタリング又は第3の2の強化モニタリングにおいて、A型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認された場合には、動物衛生課に連絡の上、直ちに家畜防疫員を現地に派遣し、2の(1)及び5の(1)の検査を行う。

(1) ウイルスが分離された場合

都道府県は、第3の1の定点モニタリングにおいて、インフルエンザウイルスである疑いのあるウイルス（HI試験により、ニューカッスル病ウイルスではないことを確認したものに限り。）が分離された場合には、直ちに次の措置を講ずる。

① 動物衛生課とあらかじめ協議の上、必要に応じて分離されたウイルスを動物衛生研究部門に送付する。

② 分離されたウイルスについて、遺伝子検査を行う。

③ 家畜防疫員を現地に派遣し、当該農場における死亡羽数の推移並びに死亡家 さん及び異常家さんの状況を確認する。

④ 3の(1)の②から⑤まで及び3の(2)の措置を講ずる。

(2) ウイルスが分離されずに血清抗体検査のみが陽性となった場合

① 都道府県は、第3の1の定点モニタリング又は第3の2の強化モニタリングにおいて、ウイルスが分離されずにA型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認された場合には、動物衛生課に連絡の上、直ちに家畜防疫員を現地に派遣し、2の(1)及び5の(1)の検査を行う。

② ①の検査の結果、血清抗体検査のみが陽性となっ

(2) (1)の検査の結果、血清抗体検査のみが陽性となった場合には、動物衛生課とあらかじめ協議の上、H5又はH7亜型に特異的な抗体の有無を検査するため、当該血清を動物衛生研究部門に送付する。

(3) (2)の検査の結果、H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに特異的な抗体が検出された場合には、第15の農場監視プログラムを適用する。

7 野鳥等で感染が確認された場合の対応等

(1) 都道府県は、野鳥等の家きん以外の鳥類その他の動物（その死体、糞便等を含む。）で高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された場合には、原則として、次の措置を講ずる。

① 法第10条に基づき、当該鳥類その他の動物が確認された場所又は当該鳥類を飼養していた場所（以下「確認地点」という。）の消毒並びに通行制限及び遮断（山中、住宅密集地等で発見された場合など、家きんへの感染防止の観点から必要と認められない場合を除く。）

② 確認地点を中心とした半径3km以内の区域にある

た場合には、動物衛生課とあらかじめ協議の上、H5又はH7亜型に特異的な抗体の有無を検査するため、当該血清を動物衛生研究部門に送付する。

③ (2)の検査の結果、H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに特異的な抗体が検出された場合には、第15の農場監視プログラムを適用する。

(新設)

(新設)

7 野鳥等で感染が確認された場合の対応等

(1) 都道府県は、野鳥等の家きん以外の鳥類（その死体、糞便等を含む。）で高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された場合には、原則として、次の措置を講ずる。

① 法第10条に基づき、当該鳥類が確認された場所又は当該鳥類を飼養していた場所（以下「確認地点」という。）の消毒並びに通行制限及び遮断（山中、住宅密集地等で発見された場合など、家きんへの感染防止の観点から必要と認められない場合を除く。）

② 確認地点を中心とした半径3km以内の区域にある

全ての農場に対する速やかな電話等による確認（死亡率の増加、産卵率の低下等の異状の有無及び飼養衛生管理支援システム等を活用した飼養衛生管理基準の遵守状況の確認）、注意喚起及び家きんに対する健康観察の徹底の指導

（削る。）

(2) (略)

8・9 (略)

第5 病性等の判定

1 病性の判定方法

農林水産省は、次により病性を判定する。

(1) 異常家きんの届出があった場合

① 死亡率の推移、都道府県が行う臨床検査、簡易検査及び遺伝子検出検査（PCR検査又はリアルタイムPCR検査をいう。以下同じ。）の結果により判定する。なお、異常家きんが発生農場と疫学的関連のある農場（患畜又は疑似患畜が確認された農場と同一の飼料運搬車両が出入りしている農場等）で飼養されている場合には、遺伝子検出検査の結果によらず、簡易検査の結果により判定することができる。

②・③ (略)

(2) モニタリング検査で発見された場合など、臨床的異常所見を伴わず検査結果が陽性となった場合

農場（家きんを100羽以上飼養する農場（だちょうにあっては、10羽以上飼養する農場）に限る。）に対する速やかな立入検査（死亡率の増加、産卵率の低下等の異状の有無及び飼養衛生管理基準の遵守状況の確認）

③ 確認地点を中心とした半径3 km以内の区域にある全ての農場に対する注意喚起及び家きんに対する健康観察の徹底の指導

(2) (略)

8・9 (略)

第5 病性等の判定

1 病性の判定方法

農林水産省は、次により病性を判定する。

(1) 異常家きんの届出があった場合

① 死亡率の推移、都道府県が行う臨床検査、簡易検査及び遺伝子検査の結果により判定する。なお、異常家きんが発生農場と疫学的関連のある農場（患畜又は疑似患畜が確認された農場と同一の飼料運搬車両が出入りしている農場等）で飼養されている場合には、遺伝子検査の結果によらず、簡易検査の結果により判定することができる。

②・③ (略)

(2) モニタリング検査で発見された場合など、臨床的異常所見を伴わず検査結果が陽性となった場合

① インフルエンザウイルスが分離された場合には、都道府県が行う遺伝子検出検査並びに動物衛生研究部門が行うウイルス亜型特定検査及び病原性判定試験の結果に基づき判定する。

② 血清抗体検査のみが陽性となった場合には、都道府県が速やかに実施する再検査（臨床検査、遺伝子検出検査、血清抗体検査及びウイルス分離検査）を踏まえ、次のとおり判定する。

ア （略）

イ 再検査の結果、臨床症状が確認されなかった場合には、都道府県が行う遺伝子検出検査の結果に基づき判定する。

ウ・エ （略）

2 患畜及び疑似患畜

(1) 高病原性鳥インフルエンザ

農林水産省は、1の病性の判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する家きんを高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜と判定する。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

① 患畜

ア （略）

イ 遺伝子検出検査によりH5又はH7亜型に特異的な遺伝子が検出され、かつ、HA開裂領域の遺伝子解析により高病原性と判断される配列が検出さ

① インフルエンザウイルスが分離された場合には、都道府県が行う遺伝子検査並びに動物衛生研究部門が行うウイルス亜型特定検査及び病原性判定試験の結果に基づき判定する。

② 血清抗体検査のみが陽性となった場合には、都道府県が速やかに実施する再検査（臨床検査、遺伝子検査、血清抗体検査及びウイルス分離検査）を踏まえ、次のとおり判定する。

ア （略）

イ 再検査の結果、臨床症状が確認されなかった場合には、都道府県が行う遺伝子検査の結果に基づき判定する。

ウ・エ （略）

2 患畜及び疑似患畜

(1) 高病原性鳥インフルエンザ

農林水産省は、1の病性の判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する家きんを高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜と判定する。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

① 患畜

ア （略）

イ 遺伝子検査によりH5又はH7亜型に特異的な遺伝子が検出され、かつ、HA開裂領域の遺伝子解析により高病原性と判断される配列が検出された家

れた家きん

② 疑似患畜

ア (略)

イ 死亡、チアノーゼ等の高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる症状を示す家きんが確認された農場において飼養されており、かつ、次のいずれかに該当する家きん

(ア) (略)

(イ) 遺伝子検出検査によりH5又はH7亜型に特異的な遺伝子が検出された家きん

(ロ) 分離されたウイルスについて、遺伝子検出検査によりH5若しくはH7亜型に特異的な遺伝子が検出され、又はHI試験によりH5若しくはH7亜型であることが確認された家きん

(ハ) (略)

ウ～カ (略)

(2) 低病原性鳥インフルエンザ

農林水産省は、1の病性の判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する家きんを低病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜と判定する。ただし、高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜であると判定されるものを除く。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

① (略)

② 疑似患畜

きん

② 疑似患畜

ア (略)

イ 死亡、チアノーゼ等の高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる症状を示す家きんが確認された農場において飼養されており、かつ、次のいずれかに該当する家きん

(ア) (略)

(イ) 遺伝子検査によりH5又はH7亜型に特異的な遺伝子が検出された家きん

(ロ) 分離されたウイルスについて、遺伝子検査によりH5若しくはH7亜型に特異的な遺伝子が検出され、又はHI試験によりH5若しくはH7亜型であることが確認された家きん

(ハ) (略)

ウ～カ (略)

(2) 低病原性鳥インフルエンザ

農林水産省は、1の病性の判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する家きんを低病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜と判定する。ただし、高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜であると判定されるものを除く。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

① (略)

② 疑似患畜

ア (略)

イ 血清抗体検査によりA型インフルエンザウイルスに対する抗体が検出された家きんが確認された農場において、採材した検体についての遺伝子検出検査によりH5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに特異的な遺伝子が検出された家きん

ウ 分離されたウイルスについて、遺伝子検出検査によりH5若しくはH7亜型に特異的な遺伝子が検出され、又はHI試験によりH5若しくはH7亜型であると確認された家きん

エ～ク (略)

第6 病性等判定時の措置

1 関係者への連絡

(1) (略)

(2) (1)の場合、都道府県は、当該家きんの所有者に対して、当該家きんに起因する本病のまん延を防止することについて、当該所有者が当該家きんのと殺、死体の焼却、汚染物品の焼却、畜舎の消毒等の防疫措置を実施する第一義的責任を有していることを説明する。

(3) (略)

(4) (3)により情報を提供する際又は事前に情報提供の方針を説明する際には、当該情報の提供を受ける者に対し、当該情報の提供が本病のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指

ア (略)

イ 血清抗体検査によりA型インフルエンザウイルスに対する抗体が検出された家きんが確認された農場において、採材した検体についての遺伝子検査によりH5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに特異的な遺伝子が検出された家きん

ウ 分離されたウイルスについて、遺伝子検査によりH5若しくはH7亜型に特異的な遺伝子が検出され、又はHI試験によりH5若しくはH7亜型であると確認された家きん

エ～ク (略)

第6 病性等判定時の措置

1 関係者への連絡

(1) (略)

(新設)

(2) (略)

(3) (2)により情報を提供する際又は事前に情報提供の方針を説明する際には、当該情報の提供を受ける者に対し、当該情報の提供が本病のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指

導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をウェブサイト等に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。

(5) (略)

2～4 (略)

第7 発生農場等における防疫措置

1 と殺（法第16条）

(1) 家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の所有者に対し、と殺指示書を交付する。当該家きんの所有者による迅速かつ適切なと殺の実施が困難であると認められる場合においては、法第16条第3項に基づき、家畜防疫員がと殺を実施する。

(2)～(7) (略)

(8) と殺に当たっては、家きんの所有者、防疫措置従事者等の感染防止、健康管理及び安全確保に留意するとともに、家きんの所有者、防疫措置従事者等の心情にも十分に配慮する。

(9)～(11) (略)

2 死体の処理（法第21条）

(1) 家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の死体の所有者に対し、当該死体の焼却、埋却又は化製処理を指示する。当該所有者による迅速かつ適切な死体の処理の実施が困難であると認められる場合においては、法第21条第4項に基づき、家畜防疫員が死体の処理を実施する。

(2) 患畜又は疑似患畜の死体は、原則として、第5の2に

導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をウェブサイト等に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。

(4) (略)

2～4 (略)

第7 発生農場等における防疫措置

1 と殺（法第16条）

(1) 家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の所有者に対し、と殺指示書を交付する。

(2)～(7) (略)

(8) と殺に当たっては、防疫措置従事者の感染防止、健康管理及び安全確保に留意するとともに、家きんの所有者、防疫措置従事者等の心情にも十分に配慮する。

(9)～(11) (略)

2 死体の処理（法第21条）

(新設)

(1) 患畜又は疑似患畜の死体は、原則として、第5の2に

より患畜又は疑似患畜であると判定された後、1の(3)の発生農場における措置が完了してから72時間以内に焼却し、又は発生農場若しくはその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び家きんが接近しない場所に限る。）において埋却し、又は化製処理を行う。

(3) 焼却又は化製処理を行う場合には、都道府県は第2-2の2の(3)の③の合意が得られていることを確認の上、動物衛生課と協議を行う。

(4) 焼却、埋却又は化製処理のため死体を農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

① （略）

② 原則として、密閉車両又は密閉容器等を用いる。これらが無い場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

③～⑨ （略）

(削る。)

より患畜又は疑似患畜であると判定された後、1の(3)の発生農場における措置が完了してから72時間以内に焼却し、又は発生農場若しくはその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び家きんが接近しない場所に限る。）において埋却する。

(新設)

(2) 農場内又は農場周辺に埋却地を確保できず、やむを得ず、焼却又は埋却のため死体を農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

① （略）

② 原則として、密閉車両又は密閉容器等を用いる。これらが無い場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

③～⑨ （略）

(3) 焼却又は埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、化製処理を行う。化製処理を行うための死体の移動に当たっては(2)の措置を講ずるとともに、化製処理後の産物の移動に当たっては当該産物の状態に応じて、(2)に準じた措置を講ずる。なお、化製処理を行った上での埋却は、原則として、(1)の場所に行う。

(5) 焼却又は化製処理を行う場合は、次の措置を講ずる。

① 焼却施設等に出入口で運搬車両の消毒を行う。

②・③ (略)

④ 死体の焼却又は化製処理工程への投入完了後直ちに、運搬物等を積み下ろした場所から死体投入場所までの経路並びに使用した設備及び資材を消毒する。

⑤ 焼却又は化製処理が完了し、④の消毒が終了するまで、家畜防疫員等が立ち会う。

(6)・(7) (略)

3 汚染物品の処理 (法第23条)

(1) 家畜防疫員は本病ウイルスにより汚染し、又は汚染したおそれがある物品の所有者に対し、当該物品の焼却、埋却又は消毒を指示する。当該所有者による迅速かつ適切な汚染物品の処理が困難であると認められる場合においては、法第23条第3項に基づき、家畜防疫員が汚染物品の処理を実施する。

(2) 発生農場等に由来する次の物品は、汚染物品として、焼却し、発生農場若しくはその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び家きんが接近しない場所に限る。）において埋却し、又は化製処理を行う。焼却、埋却又は化製処理による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、消毒を行う。また、汚染物品は、埋却等による処理を行うまでの間、野

(4) 焼却又は化製処理を行う場合は、次の措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて次の措置を講ずる。

(新設)

①・② (略)

③ 死体の焼却又は化製処理工程への投入完了後直ちに、焼却施設等の出入口から死体投入場所までの経路を消毒する。

④ 焼却又は化製処理が完了し、設備、資材及び③の経路の消毒が終了するまで、家畜防疫員等が立ち会う。

(5)・(6) (略)

3 汚染物品の処理 (法第23条)

(新設)

(1) 発生農場等に由来する次の物品は、汚染物品として、原則として、焼却し、又は発生農場若しくはその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び家きんが接近しない場所に限る。）において埋却する。焼却又は埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、化製処理又は消毒を行う。また、汚染物品は、埋却等による処理を行うまでの間、野

鳥を含む野生動物が接触しないよう隔離及び保管する。

① (略)

② 種卵(ただし、病性等判定日から遡って14日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。)

③～⑥ (略)

(3) 汚染物品を発生農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

① 原則として、密閉車両又は密閉容器等を用いる。これらが無い場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

②～⑦ (略)

(4) 焼却、化製処理又は消毒を行う場合は、次の措置を講ずる。

① 焼却施設等の出入口で運搬車両の消毒を行う。

②・③ (略)

④ 汚染物品の焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、運搬物を積み下ろした場所から汚染物品投入場所までの経路を消毒する。

(5) (略)

4 家きん舎等の消毒(法第25条)

鳥を含む野生動物が接触しないよう隔離及び保管する。

① (略)

② 種卵(ただし、病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。)

③～⑥ (略)

(2) やむを得ず汚染物品を発生農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。化製処理後の産物の移動についても、当該産物の状態に応じて、次の措置に準じた措置を講ずる。

① 原則として、密閉車両又は密閉容器等を用いる。これらが無い場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

②～⑦ (略)

(3) 焼却、化製処理又は消毒を行う場合は、次の措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて次の措置を講ずる。

(新設)

①・② (略)

③ 汚染物品の焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から汚染物品投入場所までの経路を消毒する。

(4) (略)

4 家きん舎等の消毒(法第25条)

家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の所在した家きん舎等の所有者に対し、当該家きん舎等の消毒を指示する。当該所有者による迅速かつ適切な消毒が困難であると認められる場合においては、法第25条第3項に基づき、家畜防疫員が消毒を実施する。

消毒の実施に当たっては、と殺の終了後、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第30条の基準に従い、1週間間隔で3回以上実施する。

消毒は、次亜塩素酸ナトリウム液、アルカリ液、ホルムアルデヒド、クレゾール液、逆性石けん液、高温蒸気等を用いて行う。

第2-2の2の(4)に基づき事前に対応計画を策定した農場にあっては、当該計画に沿って、家きん舎等の消毒を行う。

5・6 （略）

第8 通行の制限又は遮断（法第15条）

1 都道府県又は市町村は、動物衛生課と協議の上、本病の発生の確認後速やかに、管轄の警察署及び関係自治体の協力を得て、発生農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。この場合において、通勤、通学、医療、福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。

ただし、第9の1の(1)の①のア又は(2)の①のアにより、第9の1の(1)の①のアの移動制限区域を設定しない場合には、必要に応じて発生農場周辺の通行の制限又は遮断を

と殺の終了後、患畜又は疑似患畜の所在した家きん舎等における消毒を、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第30条の基準に従い、1週間間隔で3回以上実施する。

消毒は、次亜塩素酸ナトリウム液、アルカリ液、ホルムアルデヒド、クレゾール液、逆性石けん液、高温蒸気等を用いて行う。

第2-2の2の(4)に基づき事前に対応計画を策定した農場にあっては、当該計画に沿って、家きん舎等の消毒を行う。

5・6 （略）

第8 通行の制限又は遮断（法第15条）

1 都道府県又は市町村は、動物衛生課と協議の上、本病の発生の確認後速やかに、管轄の警察署及び関係自治体の協力を得て、発生農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。この場合において、通勤、通学、医療、福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。

行う。

2・3 (略)

第9 移動制限区域、搬出制限区域及び監視強化区域の設定

1 制限区域等の設定

(1) 高病原性鳥インフルエンザの場合

① 移動制限区域(法第32条)

ア 都道府県は、第5の2により家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径3km以内の区域について、家きん等(4に掲げるものをいう。以下本項、②及び5の(9)において同じ。)の移動を禁止する区域(以下「移動制限区域」という。)として設定する。ただし、第5の2の判定前であっても高病原性鳥インフルエンザである可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

なお、非商用農場(飼養羽数が100羽未満(だちょうにあつては、10羽未満)の農場であつて、病性等判定日から遡って21日目の日から現在までの間に、当該農場からの家きん等の移動がないことが第12の1の(1)の疫学調査により確認されたものをいう。以下同じ。)で発生が確認された場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域を設定しないことが

2・3 (略)

第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定(法第32条)

1 制限区域の設定

(1) 高病原性鳥インフルエンザの場合

① 移動制限区域

ア 都道府県は、第5の2により家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径3km以内の区域について、家きん等(4に掲げるものをいう。②及び5の(9)において同じ。)の移動を禁止する区域(以下「移動制限区域」という。)として設定する。ただし、第5の2の判定前であっても高病原性鳥インフルエンザである可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

できるものとする。

イ 都道府県は、発生農場における感染状況等から届出が遅れたことが明らかであり、又は、第4の3の(2)に掲げる疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、原則として半径10km以内の区域を移動制限区域として設定する。

なお、感染の拡大がより広範囲に及んでいると考えられる場合には、10kmを超えて設定する。

② 搬出制限区域(法第32条)

都道府県は、原則として、発生農場を中心とした半径10km以内の移動制限区域に外接する区域について、家きん等の当該区域からの搬出を禁止する区域(以下「搬出制限区域」という。)として設定する。

ただし、①のイの場合には、移動制限区域の外縁から10km以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

なお、①のアにより、移動制限区域を設定しない場合には、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域を設定しないことができるものとする。

③ 監視強化区域

都道府県は、原則として、次に掲げる区域(他の農場での高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの発生を契機として設定された移動制限区域又は搬出制限区域と重複している区域を除く。)

イ 都道府県は、発生農場における感染状況等から届出が遅れたことが明らかであり、かつ、第4の3の(2)に掲げる疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、原則として半径10km以内の区域を移動制限区域として設定する。

なお、感染の拡大がより広範囲に及んでいると考えられる場合には、10kmを超えて設定する。

② 搬出制限区域

都道府県は、原則として、発生農場を中心とした半径10km以内の移動制限区域に外接する区域について、家きん等の当該区域からの搬出を禁止する区域(以下「搬出制限区域」という。)として設定する。

なお、①のイの場合には、移動制限区域の外縁から10km以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

(新設)

）について、本病の発生の監視を強化する区域（以下「監視強化区域」という。）として設定する。

ア 3の(1)の②により、搬出制限が解除された区域

イ 3の(1)の①により、移動制限が解除された区域

④ （略）

(2) 低病原性鳥インフルエンザの場合

① 移動制限区域（法第32条）

ア 都道府県は、第5の2により家きんが低病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径1 km以内の区域について、移動制限区域として設定する。

なお、非商用農場で発生が確認された場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域を設定しないことができるものとする。

イ （略）

② 搬出制限区域（法第32条）

都道府県は、原則として、発生農場を中心とした半径5 km以内の移動制限区域に外接する区域について、搬出制限区域として設定する。

ただし、①のイの場合には、移動制限区域の外縁から5 km以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

なお、①のアにより、移動制限区域を設定しない場

③ （略）

(2) 低病原性鳥インフルエンザの場合

① 移動制限区域

ア 都道府県は、第5の2により家きんが低病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径1 km以内の区域について、移動制限区域として設定する。

イ （略）

② 搬出制限区域

都道府県は、原則として、発生農場を中心とした半径5 km以内の移動制限区域に外接する区域について、搬出制限区域として設定する。

なお、①のイの場合には、移動制限区域の外縁から5 km以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

合には、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域を設定しないことができるものとする。

③ 監視強化区域

都道府県は、原則として、次に掲げる区域（他の農場での高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの発生を契機として設定された移動制限区域又は搬出制限区域と重複している区域を除く。）について、監視強化区域として設定する。

ア 3の(2)の②により、搬出制限が解除された区域

イ 3の(2)の①により、移動制限が解除された区域

(3) 制限区域等の設定方法

① 制限区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するために適当なものに基づき設定する。

②・③ （略）

(4) 家きんの所有者への連絡

都道府県は制限区域及び監視強化区域（以下「制限区域等」という。）の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の家きんの所有者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡するとともに、その後の検査スケジュール等について説明する。

(5) 制限区域等内の農場への指導

都道府県は、制限区域等の設定を行った場合は、制限

(新設)

(3) 制限区域の設定方法

① 移動制限区域の外縁の境界及び搬出制限区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するために適当なものに基づき設定する。

②・③ （略）

(4) 家きんの所有者への連絡

都道府県は制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の家きんの所有者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡するとともに、その後の検査スケジュール等について説明する。

(5) 制限区域内の農場への指導

都道府県は、制限区域の設定を行った場合は、制限区

区域等内の全ての家きんの所有者に対し、健康観察を徹底するよう指導するとともに、次の①から③までに掲げる異状を確認した場合には、直ちに、その旨を報告するよう求める。また、法第52条に基づき、毎日、当日の死亡羽数等について制限区域等が解除されるまで報告するよう求める。

ただし、監視強化区域のうち、(1)の③のイの区域及び当該区域に外接する(1)の③のアの区域又は(2)の③のイの区域及び当該区域に外接する(2)の③のアの区域においては、当該報告を省略することができる。

①～③ (略)

2 (略)

3 制限区域等の解除

(1) 高病原性鳥インフルエンザの場合

① (略)

② 搬出制限区域

①のアで行う第12の2の(2)の清浄性確認検査及び第12の2の(3)の搬出制限区域解除検査により全ての農場で陰性が確認された場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

③ 監視強化区域

次の要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

ア 第12の2の(4)の監視強化区域解除検査により全ての農場で陰性が確認されていること。

域内の全ての家きんの所有者に対し、健康観察を徹底するよう指導するとともに、次の①から③までに掲げる異状を確認した場合には、直ちに、その旨を報告するよう求める。また、法第52条に基づき、毎日、当日の死亡羽数等について制限区域が解除されるまで報告するよう求める。

①～③ (略)

2 (略)

3 制限区域の解除

(1) 高病原性鳥インフルエンザの場合

① (略)

② 搬出制限区域

①のアで行う第12の2の(2)の清浄性確認検査により全ての農場で陰性が確認された場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

(新設)

イ 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後28日が経過していること。

(2) 低病原性鳥インフルエンザの場合

①・② (略)

③ 監視強化区域

次の要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

ア 第12の2の(4)の監視強化区域解除検査により全ての農場で陰性が確認されていること。

イ 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後28日が経過していること。

4 制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする

。

(1) (略)

(2) 家きん卵（ただし、GPセンター等で既に処理されたもの及び病性等判定日から遡って14日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

(3)～(4) (略)

(5) 敷料、飼料及び家きん飼養器具（適切に消毒されたもの及び農場以外から移動されるものを除く。）

5 制限の対象外

(1) 移動制限区域内の家きんの食鳥処理場への出荷

① 次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内の農場の家きんについて、都道府県は、動物衛生課と協

(2) 低病原性鳥インフルエンザの場合

①・② (略)

(新設)

4 制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする

。

(1) (略)

(2) 家きん卵（ただし、GPセンター等で既に処理されたものを除く。）

(3)～(4) (略)

(5) 敷料、飼料及び家きん飼養器具（農場以外からの移動を除く。）

5 制限の対象外

(1) 移動制限区域内の家きんの食鳥処理場への出荷

① 次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内の農場の家きんについて、都道府県は、動物衛生課と協

議の上、第10の4の(1)により事業を再開した制限区域等内の食鳥処理場に出荷させることができる(制限区域等外の食鳥処理場には出荷できない。)。ただし、監視強化区域に出荷させる場合には、第9の1の(5)の指導が行われている場合に限る。

ア (略)

イ 出荷しようとしている家きん舎の家きんについて、出荷日から遡って3日以内に採材した検体が遺伝子検出検査により陰性が確認されていること。

② (略)

(2) 移動制限区域内の家きん卵(種卵を除く。)のGPセンター等への出荷

臨床検査、遺伝子検出検査及び血清抗体検査により全て陰性を確認した移動制限区域内の農場の家きん卵(種卵を除く。)について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の第10の4の(2)により事業を再開したGPセンター等又は移動制限区域外にあるGPセンター等に出荷させることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

(3) 移動制限区域内の種卵のふ卵場又は検査等施設(大学、家畜保健衛生所等)への出荷と当該種卵から生まれた初生ひなの出荷

① 臨床検査、遺伝子検出検査及び血清抗体検査により全て陰性を確認した移動制限区域内の農場の種卵に

議の上、第10の4の(1)により事業を再開した移動制限区域内の食鳥処理場に出荷させることができる(移動制限区域外の食鳥処理場には出荷できない。))。

ア (略)

イ 出荷しようとしている家きん舎の家きんについて、出荷日から遡って3日以内に採材した検体が遺伝子検査により陰性が確認されていること。

② (略)

(2) 移動制限区域内の家きん卵(種卵を除く。)のGPセンター等への出荷

臨床検査、遺伝子検査及び血清抗体検査により全て陰性を確認した移動制限区域内の農場の家きん卵(種卵を除く。)について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の第10の4の(2)により事業を再開したGPセンター等又は移動制限区域外にあるGPセンター等に出荷させることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

(3) 移動制限区域内の種卵のふ卵場又は検査等施設(大学、家畜保健衛生所等)への出荷と当該種卵から生まれた初生ひなの出荷

① 臨床検査、遺伝子検査及び血清抗体検査により全て陰性を確認した移動制限区域内の農場の種卵につい

ついて、都道府県は、動物衛生課と協議の上、次の要件に該当するふ卵場又は検査等施設に出荷させることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

ア～ウ (略)

- ② ①の種卵から生まれた初生ひなを制限区域内のふ卵場から出荷する場合（出荷先の農場の所在地を問わない。）及び移動制限区域内の農場に出荷する場合（出荷元のふ卵場の所在地を問わない。）には、次の措置を講ずる。

ア～キ (略)

(4)～(6) (略)

(7) 制限区域内の家きんの死体等の処分のための移動

- ① 発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が家きんに臨床的な異状がないことを確認した制限区域内の農場の家きんの死体、家きんの排せつ物等、敷料、飼料等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒を行うことを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動させることができる。

- ② 移動時には、次の措置を講ずる。

ア 原則として、密閉車両又は密閉容器等を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬

て、都道府県は、動物衛生課と協議の上、次の要件に該当するふ卵場又は検査等施設に出荷させることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

ア～ウ (略)

- ② ①の種卵から生まれた初生ひなを移動制限区域内のふ卵場から出荷する場合（出荷先の農場の所在地を問わない。）及び移動制限区域内の農場に出荷する場合（出荷元のふ卵場の所在地を問わない。）には、次の措置を講ずる。

ア～キ (略)

(4)～(6) (略)

(7) 制限区域内の家きんの死体等の処分のための移動

- ① 発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が家きんに臨床的な異状がないことを確認した制限区域内の農場の家きんの死体、家きんの排せつ物等、敷料又は飼料等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒を行うことを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動させることができる。

- ② 移動時には、次の措置を講ずる。

ア 原則として、密閉車両又は密閉容器等を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物

物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

イ～ク (略)

③ 焼却、化製処理又は消毒を行う場合には、次の措置を講ずる。

ア 運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等体液等の飛散のないように措置を講ずる。

イ・ウ (略)

(8) 制限区域外の家きんの死体等の処分のための移動

制限区域外の農場の家きんの死体、家きんの排せつ物等、敷料、飼料等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行うことを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。

この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、(7)の③の措置を講ずる。

(9)・(10) (略)

第10 (略)

第11 消毒ポイントの設置 (法第28条の2)

1 都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、市町村、管轄の警察署、道路管理者等の協力を得て、発生農場周辺の感染拡大を防止すること並びに移動制限区域の外側及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防止することに重点を置

を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

イ～ク (略)

③ 焼却、化製処理又は消毒を行う場合には、次の措置を講ずる。

ア 運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。

イ・ウ (略)

(8) 制限区域外の家きんの死体の処分のための移動

制限区域外の農場の家きんの死体について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行うことを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。

この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、(7)の③の措置を講ずる。

(9)・(10) (略)

第10 (略)

第11 消毒ポイントの設置 (法第28条の2)

1 都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、市町村、管轄の警察署、道路管理者等の協力を得て、発生農場周辺の感染拡大を防止すること並びに移動制限区域の外側及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防止することに重点を置

き、消毒ポイントを設置する。ただし、第9の1の(1)の①のア又は(2)の①のアにより、移動制限区域を設定しない場合には、必要に応じて消毒ポイントを設置する。

2・3 (略)

第12 ウイルスの浸潤状況の確認等

1 疫学調査

(1) (略)

(2) 疫学関連家きん

① 高病原性鳥インフルエンザの場合

(1)の調査の結果、次のアからエまでのいずれかに該当する家きんであることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家きんとして、法第32条第1項に基づき移動を禁止する。疫学関連家きんと判明後、直ちに家畜防疫員による臨床検査及び簡易検査を行うとともに、法第52条に基づき、毎日、当日の死亡羽数等の報告を求め、患畜又は疑似患畜との接触後（又は疫学関連家きんと判定された後）14日を経過した後に、家畜防疫員による臨床検査及び簡易検査を行う。

ア～エ (略)

② 低病原性鳥インフルエンザの場合

(1)の調査の結果、次のアからエまでのいずれかに該当する家きんであることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家きんとして、法第32条第1項に基づき移動を禁止する。疫学関連家きんと

き、消毒ポイントを設置する。

2・3 (略)

第12 ウイルスの浸潤状況の確認等

1 疫学調査

(1) (略)

(2) 疫学関連家きん

① 高病原性鳥インフルエンザの場合

(1)の調査の結果、次のアからエまでのいずれかに該当する家きんであることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家きんとして、法第32条第1項に基づき移動を禁止する。疫学関連家きんと判明後、直ちに家畜防疫員による臨床検査を行うとともに、法第52条に基づき、毎日、当日の死亡羽数等の報告を求め、患畜又は疑似患畜との接触後（又は疫学関連家きんと判定された後）14日を経過した後に、家畜防疫員による臨床検査及び簡易検査を行う。

ア～エ (略)

② 低病原性鳥インフルエンザの場合

(1)の調査の結果、次のアからエにまでのいずれか該当する家きんであることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家きんとして、法第32条第1項に基づき移動を禁止する。疫学関連家きんと

判明後、直ちに家畜防疫員による臨床検査及び簡易検査を行い、患畜又は疑似患畜との接触後（又は疫学関連家きんと判定された後）14日を経過した後に、家畜防疫員による臨床検査及び血清抗体検査を行う。

ア～エ （略）

2 制限区域等内の周辺農場の検査

(1) 発生状況確認検査

家畜防疫員は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、原則として24時間以内に、次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、当該①又は②に定める農場（家きんを100羽以上飼養する農場（だちょうにあっては、10羽以上飼養する農場）に限る。）への立入り等により、臨床検査を行うとともに、死亡率の上昇、産卵率の低下等の異状を認めた場合には簡易検査を行う。

①・② （略）

(2) 清浄性確認検査

移動制限区域内における清浄性を確認するため、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後10日が経過した後に、(1)と同様の検査を行う。

(3) 搬出制限区域解除検査

搬出制限区域内における清浄性を確認するため、高病原性鳥インフルエンザの発生の場合にあっては、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後10日が経過した後に、搬出制限区域内の農場戸数に応じて、95

判明後、直ちに家畜防疫員による臨床検査を行い、患畜又は疑似患畜との接触後（又は疫学関連家きんと判定された後）14日を経過した後に、家畜防疫員による臨床検査及び血清抗体検査を行う。

ア～エ （略）

2 制限区域内の周辺農場の検査

(1) 発生状況確認検査

都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、原則として24時間以内に、次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、当該①又は②に定める農場（家きんを100羽以上飼養する農場（だちょうにあっては、10羽以上飼養する農場）に限る。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を行う。

①・② （略）

(2) 清浄性確認検査

制限区域内における清浄性を確認するため、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後10日が経過した後に、(1)と同様の検査を行う。

(新設)

%の信頼度で30%の感染を検出できる数を対象として、臨床検査を行うとともに、死亡率の上昇、産卵率の低下等の異状を認めた場合には簡易検査を行う。

(4) 監視強化区域解除検査

監視強化区域内における清浄性の維持を確認するため、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置完了後28日が経過した後に、監視強化区域内の農場戸数に応じて、95%の信頼度で30%の感染を検出できる数を対象として、(3)と同様の検査を行う。

3～5 (略)

第13 (略)

第14 家きんの再導入

1 都道府県は、家きんの再導入を予定する農場内の全ての家きん舎を対象に、最初の導入予定日の1か月前以内に、当該農場に立入検査を行い、清掃、消毒、飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行う。また、清掃、消毒等が確認された場合、当該農場に清浄性を確認するための家きん（以下「モニター家きん」という。）を導入するよう指導する。

2 都道府県は、当該農場がモニター家きんを導入する場合、次の検査を実施する。

(1) 家きん舎の床、壁、天井等の環境検査

(2) (1)の検査の結果が陰性であることを確認した後に導

(新設)

3～5 (略)

第13 (略)

第14 家きんの再導入

1 都道府県は、家きんの再導入を予定する農場内の全ての家きん舎を対象に、最初の導入予定日の1か月前以内に、当該農場に立入検査を行い、清掃、消毒、飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行う。また、清掃、消毒等が確認された場合、当該農場に清浄性を確認するための家きん（以下「モニター家きん」という。）を導入するよう指導する。この際、当該農場に対し、再導入後は毎日家きんの臨床観察を行うとともに、異状を認めた際には、直ちに家畜保健衛生所に届け出るよう指導を徹底する。

2 都道府県は、当該農場がモニター家きんを導入する場合、次の検査を実施する。

(1) 家きん舎の床、壁、天井等のウイルス分離検査

(2) (1)の検査の結果が陰性であることを確認した後に導

入したモニター家きんの検査

- ① 高病原性鳥インフルエンザ発生農場の場合
臨床検査及び簡易検査
- ② 低病原性鳥インフルエンザ発生農場の場合
臨床検査、簡易検査及び血清抗体検査

3 (略)

4 都道府県は、当該農場に対し、再導入後は毎日家きんの臨床観察を行うとともに、異状を認めた際には、直ちに家畜保健衛生所に届け出るよう指導を徹底する。また、再導入後3か月以内に、当該農場に立入検査を行い、飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行う。なお、大規模な家きんの所有者に係る当該検査については、担当獣医師が同行し、その後少なくとも1年間、第2-1の2の(5)に基づき、担当獣医師は飼養衛生管理の状況を4半期ごとに都道府県に報告するものとする。

再導入後の立入検査等で、飼養衛生管理基準の不遵守が認められた場合には、飼養衛生管理等支援システム等を活用して、改善されるまで指導等を行う。また、必要に応じて、法第12条の5に基づく指導及び助言を行う。

第15 農場監視プログラム

1 農場監視プログラムの適用

(1)~(3) (略)

(4) 都道府県は、4の(2)のウイルス分離検査においてインフルエンザウイルスが分離された場合には、分離された

入したモニター家きんの臨床検査、ウイルス分離検査及び血清抗体検査

(新設)

(新設)

3 (略)

(新設)

第15 農場監視プログラム

1 農場監視プログラムの適用

(1)~(3) (略)

(4) 都道府県は、4の(2)のウイルス分離検査においてインフルエンザウイルスが分離された場合には、分離された

ウイルスについて、遺伝子検出検査を行うとともに、動物衛生課と協議の上、動物衛生研究部門に送付する。

2 移動制限

(1) 適用農場においては、法第32条第1項に基づき、次に掲げるものの移動を禁止する。

①～④ (略)

⑤ 敷料、飼料及び家きん飼養器具（適切に消毒されたもの及び農場以外から移動されるものを除く。）

(2) (略)

3 周辺農場の検査

適用農場を中心とした半径5km以内の区域にある農場について、1の(1)の抗体の確認後、原則として24時間以内に、遺伝子検出検査及び血清抗体検査を行う。

4 (略)

5 家きんの再導入

適用農場において飼養されている全ての家きんが処理された場合における家きんの再導入は、次の要件のいずれにも該当している場合に行うことができる。

(2) (略)

(3) 再導入しようとする家きん舎の床、壁、天井等について防疫指針第14の2の(1)の環境検査を行い、陰性を確認すること。

6 (略)

第16 発生の原因究明

1 第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された

ウイルスについて、遺伝子検査を行うとともに、動物衛生課と協議の上、動物衛生研究部門に送付する。

2 移動制限

(1) 適用農場においては、法第32条第1項に基づき、次に掲げるものの移動を禁止する。

①～④ (略)

⑤ 敷料、飼料及び家きん飼養器具（農場以外からの移動を除く。）

(2) (略)

3 周辺農場の検査

適用農場を中心とした半径5km以内の区域にある農場について、1の(1)の抗体の確認後、原則として24時間以内に、遺伝子検査及び血清抗体検査を行う。

4 (略)

5 家きんの再導入

適用農場において飼養されている全ての家きんが処理された場合における家きんの再導入は、次の要件のいずれにも該当している場合に行うことができる。

(1) (略)

(2) 再導入しようとする家きん舎の床、壁、天井等のウイルス分離検査を行い、陰性を確認すること。

6 (略)

第16 発生の原因究明

1 第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された

ときは、農林水産省及び都道府県は、発生農場に関する、家きん、人（家きんの所有者、従業員、獣医師、農場指導員、キャッチャー等家きんに接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（家きん運搬車両、集卵車両、飼料運搬車両、死亡鳥回収車両、排せつ物及び堆肥運搬車両等）の出入り、飲用水及び飼料の給与状況、関係者の海外渡航歴、物品の移動、野鳥の飛来状況、野生動物の確認状況、周辺環境等の疫学情報に関する網羅的な調査（環境サンプル等の採取を含む。）を、動物衛生研究部門等の関係機関と連携して実施する。

2 （略）

第17 （略）

ときは、農林水産省及び都道府県は、発生農場に関する、家きん、人（家きんの所有者、従業員、獣医師、農場指導員、キャッチャー等家きんに接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（家きん運搬車両、集卵車両、飼料運搬車両、死亡鳥回収車両、排せつ物及び堆肥運搬車両等）の出入り、飲用水及び飼料の給与状況、関係者の海外渡航歴、物品の移動、野鳥の飛来状況、野生動物の確認状況、周辺環境等の疫学情報に関する網羅的な調査を、動物衛生研究部門等の関係機関と連携して実施する。

2 （略）

第17 （略）